

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/12/29 号 (No. 673)

=====

○ 法律・法規等

1. 商標法改正案を初審議 悪意出願・侵害対策を強化(中国知識産権资讯网 2025 年 12 月 24 日)
2. 最高人民法院、特許権侵害紛争をめぐる司法解釈 (三) 案について意見募集(最高人民法院公式サイト 2025 年 12 月 20 日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局と司法部が知財紛争仲裁強化の指導意見を発表(中国保護知識産権網 2025 年 12 月 24 日)
2. 香港特区出願人向け特許優先審査、2026 年から常態化へ(国家知識産権網 2025 年 12 月 24 日)
3. 国家知識産権局、「AI+」知財公共サービス 18 事業を選定 12 地域で実装へ(中国專利保護協会 Wechat 公式アカウント 2025 年 12 月 23 日)
4. 国家知識産権局、10 種類の出願書類様式を改訂 来年 1 月 1 日より施行(中国知識産権资讯网 2025 年 12 月 23 日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 天津市、重点 7 産業の特許ナビゲーション報告書を発表(国家知識産権網 2025 年 12 月 17 日)

【華東地域】

2. 廈門市、知的財産の市場化取引を後押し 価格算定・取引の指針を策定(国家知識産権網 2025 年 12 月 18 日)

【華南地域】

3. 香港、知財融資サンドボックス始動 特許・商標を担保に中小企業支援(中国保護知識産権網 2025 年 12 月 23 日)
4. 深セン、データ知的財産権登録サービスの最適化を推進(中国保護知識産権網 2025 年 12 月 19 日)
5. 広州、AI 特許診断を本格運用 企業の知財状況を 3 分で可視化(中国知識産権资讯网 2025 年 12 月 18 日)

○ 司法関連の動き

1. 北京知識産権法院、司法と産業界の連携で知財保護を強化(中国保護知識産権網 2025 年 12 月 19 日)
2. 最高法院、民事訴訟の「事件類型」規定を改正 データ関連を新設(中国法院網 2025

年 12 月 17 日)

3. 江蘇・泰州医薬ハイテク産業開発区検察院、企業の商標管理改善を支援(最高人民検察院公式サイト 2025 年 12 月 15 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 「幽霊店舗」可視化で商標侵害に歯止め 市場監督当局と EC プラットフォーム連携強化(国家市場監督総局公式サイト 2025 年 12 月 19 日)

【華東地域】

2. 上海で官民連携、ゲーム知財保護を強化 漏えい・海賊版に対処(中国保護知識産権網 2025 年 12 月 19 日)

3. ランボルギーニ、上海・閔行区市場监督管理局に感謝状提出 商標侵害対応を評価(中国知識産権资讯网 2025 年 12 月 19 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 浙江・嘉興、プレハブ内装分野で知財アライアンス発足 イノベーション主導型産業へ転換(中国保護知識産権網 2025 年 12 月 23 日)

2. WeChat、2025 年ブランド保護報告書を発表 偽造品販売アカウントは 5 年連続減少(中国知識産権资讯网 2025 年 12 月 19 日)

○ 統計関連

1. 中国、科学技術成果の社会実装が加速 制度改革で量・質ともに進展(中国專利保護協会 Wechat 公式アカウント 2025 年 12 月 24 日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 商標法改正案を初審議 悪意出願・侵害対策を強化★★★

商標法改正案が 12 月 22 日、全国人民代表大会常務委員会の会議に初めて提出され審議入りした。改正案は全 9 章 84 条で構成され、商標の登録、管理、保護に関する制度を体系的に見直すとともに、商標侵害行為への取締り強化を盛り込んでいる。

国家知識産権局の申長雨局長は、今回の改正は問題志向を貫き、商標分野で顕在化している課題に的を絞った内容であると説明した。商標登録や管理、保護の各制度を整備する一方、実務の中で効果が確認されてきた取り組みを法律上の規定として明確化したという。

商標登録の適正化に関しては、従来は各章に分散していた登録要件を新たに一章として集約し、内容を充実させた。実際の使用を目的とせず、通常の事業活動範囲を明らかに超えて出願された商標については、登録を認めないことを明確にしている。また、馳名商標

の保護を一段と強化し、登録の有無を問わず、他人の馳名商標と同一または類似する商標を、関連性のない商品・サービス分野へ出願する行為を一律に禁止する方針を打ち出した。

商標専用権の保護強化に向けては、侵害行為の取締りを徹底するほか、商標権侵害が刑事事件に該当する場合の捜査機関への事件送致や関係機関間の連携手続きを新たに規定する。同時に、権利を濫用し悪意をもって商標訴訟を提起した場合には、法に基づき処罰の対象とし、損害を生じさせた場合には民事責任を負わせることも明記している。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 12 月 24 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144885

★★★2. 最高人民法院、特許権侵害紛争をめぐる司法解釈（三）案について意見募集★★★

中国の最高人民法院（最高裁）は、特許権侵害紛争の適正な審理を図り、急速に進展する科学技術イノベーションに対応した司法上の新たな要請に応えるため、「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈（三）（意見募集稿）」を起草し、社会に向けて意見募集を開始した。

意見募集稿は全 31 条から成り、特許権侵害訴訟における主要論点を体系的に整理している。具体的には、裁判管轄や当事者適格、特許請求の範囲の解釈、侵害判断における技術的対比の方法、不侵害の抗弁、事情変更の取扱い、悪意ある訴訟への対応、さらには損害賠償の判断基準などが盛り込まれており、実務への影響は大きいとみられる。

最高人民法院は、同解釈案について社会各界から広く意見や提案を募るとしており、意見の具体的な提出方法は以下のとおりである。

1. 書簡により、北京市東城区東交民巷 27 号・最高人民法院民事第三庭（郵便番号 100745）宛に送付する。

2. 電子メールにより、ipdivision@court.gov.cn 宛に送信する。

3. ファクスにより、010-67557460 宛に送信する。

なお、提出にあたっては、封筒または件名に「専利司法解釈」と明記することが求められている。意見募集の締切日は 2026 年 2 月 2 日である。

(出典：最高人民法院公式サイト 2025 年 12 月 20 日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/484511.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局と司法部が知財紛争仲裁強化の指導意見を発表★★★

中国司法部と国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、知的財産保護強化に関する国の方針を踏まえ、知的財産紛争における仲裁制度の充実を目的とする「知的財産紛争仲裁活動の強化に関する指導意見」を共同で公表した。

同指導意見は、知的財産の全プロセス保護において仲裁が果たす重要な役割を明確にし、知的財産仲裁の専門化を軸に、制度整備を多角的に進める方針が示された。

具体的には、知的財産仲裁プラットフォームの構築や専門仲裁人の育成を通じて仲裁機関の専門性を高めるとともに、国家級知的財産保護センターなどの機能を活用し、技術調

査官の仲裁手続への関与を含む仲裁ルールの充実を図る。

また、特許のオープンライセンスや標準必須特許のライセンス料紛争など、新たな分野への仲裁の活用を模索し、適用範囲の拡大を進める。あわせて、知的財産仲裁における国際連携を強化し、世界知的所有権機関（WIPO）仲裁・調停上海センターの機能発揮を後押しする。さらに、知的財産管理部門と司法行政機関による協議体制の構築や人材研修、典型事例の公表などを通じ、仲裁業務を支える制度的基盤の強化を図るとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 24 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202512/1994454.html>

★★★2. 香港特区出願人向け特許優先審査、2026 年から常態化へ★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、粵港澳大湾区（グレーターベイエリア）建設を推進する国の方針を踏まえ、2023 年 1 月から実施してきた「香港特区出願人による内地特許優先審査」の試行事業について、2026 年 1 月 1 日から常態化する方針を明らかにした。

同事業では、要件を満たす香港特区出願人の特許出願について、国家知識産権局専利局の広州および深センの代行窓口（代弁処）を通じて優先審査を申請することが可能とされている。試行開始からこれまでの約 3 年間で、香港特区出願人による約 200 件の特許出願が優先審査の対象となり、審査期間の大幅な短縮が実現された。これにより、香港のイノベーション主体が内地で迅速に特許ポートフォリオと活用を進める上で、実効的な支援となってきた。

国家知識産権局は、試行事業が良好な成果を上げ、当初の目標を達成したと評価しており、今後は制度の常態化を通じて、香港住民による大陸部での知的財産保護をより一層円滑かつ効率的に支援し、香港のイノベーション発展を後押しするとしている。

(出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 24 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/24/art_53_203236.html

★★★3. 国家知識産権局、「AI+」知財公共サービス 18 事業を選定 12 地域で実装へ★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は 12 月 22 日、「人工知能（AI）+」知的財産権公共サービスの応用シナリオ構築リストを発表した。選定された典型的な応用シナリオは計 18 件で、北京、上海、江蘇など 12 の省・自治区・直轄市において順次整備が進められる。

本事業は、「国務院による『AI+』行動の深化実施に関する意見」などを踏まえ、人工知能技術と知的財産分野の高度な融合および実用化の拡大を図ることを目的とする。知的財産の創出、活用、保護、管理に至る全プロセスを網羅する、統合型の公共サービスシーンの構築を後押しする狙いである。

選定された 18 の応用シナリオはいずれも整備期間を 1 年とし、各地の知識産権局が主体となって事業を推進する。北京市は、「AI+」を活用した海外知的財産権の権利保護支援に関するデータサービスや、未来産業における協調的イノベーションを支える知的財産情報公共サービスの構築を担当する。上海市は、特性や要素に基づく特許の動的侵害比較・分析評価システムや、知的財産公共サービスプラットフォームの整備を担う。

江蘇省と浙江省はそれぞれ3件の応用シナリオを担当する。河北、遼寧、安徽、山東、広東、海南、甘肅、新疆の8省・自治区は、それぞれ1件ずつを手がける。内容は、イノベーションの全過程を支援する統合型サービス、化学工業分野における知的応用、科学技術成果に関する公共サービスの高度化、特許の産業化支援、オリジナルデザインの著作権保護、越境研究開発に対応した知的財産サービス、知的財産の普及・利便化サービス、重点産業向け応用プラットフォームの構築など、多岐にわたる。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2025年12月23日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/NnF7rHJFIEH2izLaT2A8eQ>

★★★4. 国家知識産権局、10種類の出願書類様式を改訂 来年1月1日より施行★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)は、新たに改正された「特許審査指南」の施行に対応するため、業務調整に伴い特許出願に関する各種出願書類の様式を改訂することを決定した。改訂後の様式は2026年1月1日から使用を開始し、これに伴い従来の様式は同日付で使用停止となる。

今回の改訂対象には、紙媒体で特許手続きを行う際に使用される書類様式10種類が含まれ、特許出願書、国際出願の中国国内段階移行声明書、特許代理委任状、再審手続に関する授權委任状などが対象となっている。なお、今回の改訂は、クライアントシステムや電子出願に関するデータ標準・仕様の変更を伴うものではない。

現在使用されている紙媒体による特許出願用の書類様式については、国家知識産権局の公式ウェブサイトの「政務サービス」欄に設けられた「様式ダウンロード」から閲覧・ダウンロードすることができる。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年12月23日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144880

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 天津市、重点7産業の特許ナビゲーション報告書を発表★★★

天津市知識産権局はこのほど、市内の重点産業を対象とした7本の特許ナビゲーション報告書を発表した。特許情報をもとに産業技術の発展を可視化し、研究開発の方向性やリスクを示す「技術マップ」として、今後のイノベーションの参考資料とする狙いである。

報告書はグリーン石油化学、スマートコネクテッドカー、情報技術の国産化、商業宇宙、低空経済、バイオ医薬、バイオ製造の7分野を対象に作成された。市の産業政策や将来計画を踏まえ、専門機関が企業や大学・研究機関への調査・ヒアリングを重ね、特許データや産業データなど多様な情報を分析して取りまとめた。

分析では、主要企業や研究機関の動向を比較し、技術発展のトレンドや競争の焦点、特許ポートフォリオの空白領域を明らかにするとともに、潜在的な知的財産権侵害リスクや国際貿易上の障壁についても警鐘を鳴らしている。

天津市は、今回の特許ナビゲーション報告書を通じて、産業計画や投資誘致を担う関係部門の政策立案を支援するほか、産業団地の特色ある発展や企業の研究開発におけるリス

ク低減を後押しし、重点産業の競争力強化につなげたいとしている。

(出典：国家知識産権網 2027 年 12 月 17 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/17/art_57_203165.html

【華東地域】

★★★2. 厦門市、知的財産の市場化取引を後押し 価格算定・取引の指針を策定★★★

厦門市市場監督管理局はこのほど、知的財産取引における「価値はあるが評価が難しい」「技術はあっても取引につながりにくい」といった課題の解消を目的に、「厦門市知的財産の市場化価格算定および取引に関する活動ガイドライン」を策定・公表した。

知的財産の価格算定と取引は、研究成果を実用化・事業化するうえで中核となるプロセスである。今回のガイドラインは、企業や大学、研究機関、個人などのイノベーション主体に対し、分かりやすく実務に即した指針を示すことで、知的財産資産の流動性と取引の利便性を高め、健全な取引市場の形成を促す狙いがある。

厦門市市場監督管理局によると、ガイドラインは、市内で保有される権利関係が明確で、質権設定や権利紛争のない特許や商標などの知的財産を対象としており、市場に基づく価格算定の方法、取引の進め方、政策面での支援措置の三つを柱に構成されている。

同局は今後、ガイドラインの周知と着実な運用を進め、科学技術イノベーションと産業発展のより深い融合を後押ししていく方針だ。

(出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 18 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/18/art_57_203168.html

【華南地域】

★★★3. 香港、知財融資サンドボックス始動 特許・商標を担保に中小企業支援★★★

香港金融管理局（HKMA）は 22 日、特別行政区政府の商務・経済発展局および知識産権署と共同で、知的財産を活用した資金調達を試験的に認める新たな枠組み「知財融資サンドボックス」を始動したと発表した。

同サンドボックスは、有形資産に乏しい中小企業やイノベーション企業の資金調達手段を拡充することを目的とする。銀行、知的財産権評価機関、法律実務家などが参加し、リスクを管理可能な環境の下で、特許や商標、著作権といった知的財産を基盤とする融資スキームの実務検証を行う。

第 1 弾として、中国銀行（香港）、香港上海銀行（HSBC 香港）、スタンダード・チャータード銀行（香港）の主要 3 行が参加銀行として選定された。すでにバイオテクノロジー、エレクトロニクス、テクノロジー分野の企業から、同サンドボックスを通じた知的財産権融資に対する関心が寄せられているという。

中国銀行（香港）は、同サンドボックスが銀行業界にとって実務運用を検証する試験的な場になると位置づける。特許、商標、著作権を有形担保に代わる資産として活用する柔軟な融資モデルを探り、中小規模のイノベーション企業の成長を金融面から支援していく考えである。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 23 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/xg/202512/1994444.html>

★★★4. 深セン、データ知的財産権登録サービスの最適化を推進★★★

深セン市の財政局と市場監督管理局（知識産権局）は共同で、「深センにおけるデータ資産の全プロセス管理試行を一層強化するための通知」（以下、通知）を発表した。データ知的財産権登録証書をデータ資産の権利証明として明確に位置づけ、これに基づく会計上の資産計上や使用許諾などを通じ、「権利登録—使用許諾—収益分配—取引流通」という連動した「循環型の運用モデル」の構築を目指す。

深セン市ではすでに、データ知的財産権について「証拠保全—申請—審査—公示—証書発行」から成る全プロセス管理体制が整備されている。今回、市市場監督管理局と市財政局は、この既存の枠組みを土台に、従来のデータ知的財産権登録プラットフォームを機能強化し、「深セン市データ知的財産権・データ資産ワンストップ登録プラットフォーム」として新たに運用を開始した。

これにより、試行対象となる機関は、同プラットフォームで取得したデータ知的財産権登録証書を、そのままデータ資産登録の証明として活用できるようになり、重複した登録手続きは不要となる。

さらに、このワンストップ登録プラットフォームは、データ資産の使用許諾を担う専用プラットフォームとシームレスに連携し、資産計上、使用許諾、取引・流通といったデータ資産管理の各段階を切れ目なく支援する仕組みを備える。深セン市は、こうした制度整備を通じてデータ資産の制度的活用を一段と加速させ、デジタル経済の持続的な発展につなげていく方針である。

（出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 19 日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202512/1994406.html>

★★★5. 広州、AI 特許診断を本格運用 企業の知財状況を 3 分で可視化★★★

広州市において、人工知能（AI）を活用した特許診断サービスの本格運用が始まり、企業の知的財産管理の効率化が進んでいる。広州市知的財産公共サービスプラットフォームに新たに導入された AI 特許診断機能では、企業が必要な情報を入力するだけで、約 3 分で自社向けの特許分析レポートが自動生成される。

このサービスは、広州知的財産保護センターが推進する国家レベルの知的財産公共サービス高度化に向けた試行事業の一環として、今年 5 月から段階的に導入されてきた。データ活用と AI 技術の中核に、特許の出願から活用、保護に至るまでを一体的に支援するデジタル型知的財産サービス基盤の構築を目指している。

同プラットフォームには、行政による取締りや司法による権利保護、侵害対応の支援など多様な機能が集約され、営業秘密の保護にも対応している。さらに、複数の行政機関にまたがるデータ共有と業務連携を実現し、企業が単一の窓口で知的財産に関する各種支援を受けられる体制を整えた。現在提供されている主な機能は、企業向け知的財産管理支援、オンライン特許診断、特許分析レポートの三つである。

なかでもオンライン特許診断は、複数のデータを横断的に分析し、企業の技術力や特許

配置状況を視覚的に示す点が特徴で、簡易かつ迅速な特許資産の確認を求める企業のニーズに応えている。より詳細な分析を求める企業向けには、特許ポートフォリオや法的保護の強度、事業価値の高い特許、実用化や事業展開の可能性などを多角的に分析した総合レポートも提供されている。研究開発戦略や特許戦略の検討に活用できる内容となっている。

広州市によると、同プラットフォームはこれまでに3,000社を超える企業に利用されており、先端製造、バイオ医療機器、次世代自動車関連など17の重点分野をカバーする。利用企業の約7割は中小企業であり、AIを活用した公共型知的財産サービスが中小企業支援の基盤としても機能し始めている。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年12月18日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144829

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京知識産権法院、司法と産業界の連携で知財保護を強化★★★

北京市は、国際的な法務とビジネスの融合を目指す「国際法商融合モデル区」の構築を進めており、高度な法整備によるビジネス環境の整備を通じ、首都の高品質な発展を後押しする取り組みを強化している。この一環として、北京知識産権法院（知財裁判所）は12月18日、司法と産業界の連携による知的財産保護をテーマとした座談会を開催した。会合には北京市工商連合会、豊台区法院、「専精特新」企業の代表らが出席した。

会場では、「法商融合知的財産保護連携プラットフォーム」および「北京国際法商融合モデル地区（麗沢金融ビジネス区）内に設置する知的財産保護・裁判官相談窓口」の設立が発表され、今後の連携の方向性について意見が交わされた。

座談会にあわせて、北京知識産権法院と北京市工商連合会は、知財保護協力を強化するための協定に調印した。同協定に基づき、裁判官相談窓口に加え、実務と人材育成を担う教学・実践拠点も設けられる。

今後の展開として、北京知識産権法院は、工商連合会や関係機関との間で、定期的な情報交換と協力体制を構築・強化していく方針を示した。こうした取り組みを通じ、技術革新を支える知的財産権の保護を一層強化し、中国の高い水準での技術的自立を、司法面からより強力に支援していくこととしている。

(出典：中国保護知識産権網 2025年12月19日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202512/1994405.html>

★★★2. 最高法院、民事訴訟の「事件類型」規定を改正 データ関連を新設★★★

最高人民法院（最高裁）は12月17日、「民事案件案由規定」（民事訴訟で提起できる請求の類型を定めた規則）を改正し、公表した。デジタルデータやネット上の仮想財産に関する新たな事件類型が追加されたほか、知的財産権や不正競争に関連する案由が細分化・充実化され、案由の総数は1055件となった。改正規定は2026年1月1日から施行される。

今回の改正は、同規定の施行以来3回目の見直しに当たる。最高人民法院によると、利用のしやすさと分かりやすさを重視し、案由の体系を整理した結果、案由数は従来の929件から1055件へと増加した。新たにデータやネットワーク上の仮想財産に関する案由を

設けるとともに、知的財産権分野の案由をより細かく区分し、競争紛争や商事紛争に関する分類も充実させた。

また、香港・マカオ・台湾の住民である弁護士が中国本土の裁判所で扱える事件の範囲を明確化する改正も行われた。具体的には、これら地域の弁護士が代理人を務めることができる事件の詳細な分類（第三級・第四級案由）を拡充した。これにより、同地域の法曹人材の活動範囲が広がり、中国の法制度・経済への一層の統合を促進する狙いがある。

(出典：中国法院網 2025年12月17日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2025/12/id/9115963.shtml>

★★★3. 江蘇・泰州医薬ハイテク産業開発区検察院、企業の商標管理改善を支援★★★

江蘇省泰州医薬ハイテク産業開発区人民検察院はこのほど、地元の著名企業の商標権侵害をめぐる紛争事案を処理する過程で、当該企業の製品包装に表示された標識が、登録済み商標の内容と一致していない問題を発見した。こうした不備は権利行使の妨げとなることから、同院は検察意見書を発出し、企業に対して知的財産管理部門の設置を助言するとともに、製品包装の速やかな変更や商標使用の適正化を促した。

今年に入り、同検察院は、企業の生産・経営活動における知的財産保護上の課題に焦点を当て、保護体制の強化を進めている。その一環として、全省初となる健康産業向け「企業・検察サービスセンター」を拠点に、訴訟支援、法令普及、法律相談などを一体的に提供するワンストップ型の検察サービス体制を構築し、企業に対するきめ細かな多様の支援を行っている。

また、「知的財産保護業務指針」および「知的財産司法保護白書」を公表し、企業に対して内部管理体制の整備や中核技術の秘密管理制度の構築を促すことで、法的リスクの最小化を図っている。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2025年12月15日)

https://www.spp.gov.cn/dfjcdt/202512/t20251215_713619.shtml

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 「幽霊店舗」可視化で商標侵害に歯止め 市場監督当局と EC プラットフォーム連携強化★★★

市場監督管理部門がこのほど、登録商標「胖東来」を侵害した疑いのあるネットショップ14店舗を調査した結果、10店舗が登録住所と異なる場所で営業しており、このうち8店舗は所在そのものを確認できなかったことが明らかになった。虚偽の住所や連絡不能の電話番号を用いて監視を逃れる、いわゆる「幽霊店舗」の実態が浮き彫りとなり、模倣品や品質の劣る商品を購入した消費者が、十分な救済を受けられない現状が改めて示された。

こうした問題に対応するため、国家市場監督管理総局は先ごろ、「電子商取引（EC）プラットフォームによる商標権侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集案）」を公表し、新たに「顕著な表示」制度の導入を打ち出した。ネットショップ事業者の住所情報が事実と異なり、連絡も取れない場合、市場監督管理部門がECプラットフォームに通知し、プ

プラットフォーム側は当該店舗や商品ページの冒頭に、「市場監督管理部門の調査により、当該事業者の住所情報が不正確であることが判明した」といった警告文を明示することが求められる。

この制度は、情報公開を通じて消費者に注意を促し、「幽霊店舗」への取引を抑制することで、その収益基盤を断つことを目的としている。同時に、ECプラットフォームの責任をより明確にし、出店者の審査や日常的な管理体制の強化を促す効果も期待される。

同規定は現在、広く意見募集が行われており、今後は、出店情報の確認手続きの厳格化に加え、地域をまたぐ執行体制の強化や、信用喪失に対する制裁措置などを組み合わせた総合的な対策が整備される見通しである。これにより、「幽霊店舗」の活動余地を縮小させ、健全で秩序あるネット取引環境の維持が期待されている。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2025年12月19日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2025/art_c93bb74a41cd4baa891062aba288d26b.html

【華東地域】

★★★2. 上海で官民連携、ゲーム知財保護を強化 漏えい・海賊版に対処★★★

中国有数のデジタルコンテンツ産業の集積地である上海には、miHoYo（ミホヨ）や世紀華通など、オンラインゲーム分野を代表する企業が本拠を構える。2024年の同市のオンラインゲーム売上高は1558億元（1元は約22.2円）に達し、産業規模は国内でも際立った存在感を示している。

その一方で、産業の急成長に伴い、開発段階にあるゲーム内容の情報漏えいや、著作権を侵害する模倣作品の流通といった知的財産権を巡る問題が深刻化している。業界報告書によれば、2024年におけるゲーム関連の情報漏えい事案は世界全体で前年比30%増加した。人気ゲームシリーズ「伝奇」では、権利侵害事案の4割超が違法サーバーに起因するとされる。

こうした課題に対応するため、上海市は官民が連携した知的財産権保護体制の構築に本格的に乗り出した。4月には徐匯区が業界向けに「営業秘密保護ガイドライン」を策定し、10月にはゲーム開発における守秘範囲や管理方法を明確化した「営業秘密管理規範」を施行した。さらに11月には、行政機関、業界団体、主要ゲーム企業などが参加する「オンラインゲーム産業知的財産権保護協議メカニズム」を立ち上げ、情報共有と対策検討を行う常設の枠組みを整備した。

制度面での後押しを受け、地元企業による権利保護の取り組みも活発化している。ミホヨは、開発中のゲーム内容を巡る複数の訴訟で勝訴し、段階的に形成される未公開情報についても、法的保護の対象となり得るとの判断を得た。盛大遊戯（盛大ゲームズ）は、2024年だけで侵害対策を通じて2400万元以上の賠償金を獲得している。

上海市は今後、政策による支援、官民の協働、司法による保護、企業の主体的な取り組みを有機的に組み合わせた知的財産権保護のエコシステム構築を進め、オンラインゲーム産業の持続的な成長を支える基盤を一層強化していく方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2025年12月19日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202512/1994390.html>

★★★3. ランボルギーニ、上海・閔行区市場監督管理局に感謝状提出 商標侵害対応を評価★★★

12月16日、イタリアの高級自動車メーカー、ランボルギーニ社のアジア太平洋地域および中国事業の関係者が、上海市閔行区市場監督管理局を訪問し、知的財産権保護への協力に対して感謝状を贈呈した。同社は、同局による商標権侵害事件への迅速かつ適切な対応が、市場秩序の維持と公正な競争環境の確保に寄与したとして、その姿勢を高く評価したのである。

同社によれば、登録商標が侵害された事件において、閔行区当局は速やかに調査を実施し、必要な行政処分を行った。刑事責任が問われる事件については、公安当局へと送致した。こうした一連の厳正な対応は、悪質な商標侵害行為に対する強力な抑止力となり、地域市場の健全化に大きく貢献したという。

またランボルギーニ社は、同区当局の高度な専門性と責任ある法執行が、上海市がビジネス環境の改善と知的財産権保護を重視する姿勢を端的に示すものであると評価している。これにより、同社は上海市の法治に基づく事業環境への信頼を一層深めたとしており、今後も市場への継続的な投資と技術革新、並びに法的手段を通じた権利保護に積極的に取り組む方針を明らかにした。

一方、閔行区市場監督管理局側は、行政サービスの質を高めつつ厳正な法執行を継続することで、企業が安心して活動できる安定かつ公正な市場環境の構築を今後も推進していく考えを示している。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年12月19日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202512/1994404.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向**★★★1. 浙江・嘉興、プレハブ内装分野で知財アライアンス発足 イノベーション主導型産業へ転換★★★**

浙江省嘉興市におけるプレハブ内装分野の知的財産権アライアンスがこのほど、省当局の認定を受けた。これは、秀洲区が省内のプレハブ内装試行拠点として、産業の発展軸を量的拡大からイノベーション主導へと転換しつつあることを示す動きである。

同アライアンスは、省内の業界大手3社を発起人として設立され、現在は44社が参加している。参加企業の2024年の売上高は合計で100億元（1元は約22.2円）を超え、周辺には800社以上のプレハブ内装関連企業が集積している。

秀洲区のプレハブ内装産業は、同区を代表する集積型産業の一つであり、約30年にわたる発展を通じて高い競争力を築いてきた。全国業界トップ10企業の70%、全国産業チェーンの70%、業界店舗数の70%、さらに生産額・生産量の70%が同区企業に集中するという「四つの70%」を達成している点が大きな特徴である。

秀洲区市場監督管理局によると、同アライアンスは産業イノベーションにおける協調体制の構築を出発点に、知的財産権の創出、保護、活用、さらにはブランド構築までを一体的に推進する。これにより、企業の試行錯誤に伴うコストを抑制し、産業の高度化と技術

成果の事業化を後押しする狙いだという。

現在、同アライアンスは、特許 1381 件、商標 1293 件を収録した知的財産権共有プールと、特許検索やリスクアラート機能を備えたデータベースから成る基盤インフラを整備している。これを基に、知的財産権の創出から保護、活用に至る各段階を支えるサービスを展開している。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 23 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/zj/202512/1994443.html>

★★★2. WeChat、2025 年ブランド保護報告書を発表 偽造品販売アカウントは 5 年連続減少★★★

中国のメッセージアプリ大手、WeChat（ウィーチャット）は 12 月 18 日、上海で開催した「2025 年 WeChat 知的財産権保護大会」において、「2025 年 WeChat ブランド保護報告書」を発表した。報告書は、同社が進めてきた知的財産権保護の取り組みと、その具体的な成果をまとめたものである。

それによると、2025 年 1 月から 10 月までの間に、WeChat のブランド権利保護プラットフォームは、偽造品を販売していた個人アカウント約 3 万 4,000 件を特定し、処分を行った。こうした違反アカウントの数は、5 年連続で減少しているという。動画配信機能「視頻号」では、巡回監視などを通じて偽造品に関連するライブ配信約 21 万件を摘発し、コンテンツの削除や配信停止などの措置を講じた。

EC 機能である「微信小店（WeChat ミニショップ）」においても、出店や商品掲載の事前審査段階で、偽造品やブランド資格に不備があると疑われる申請を多数排除したほか、侵害が確認された商品については速やかに削除した。さらに、公式アカウント関連の各種サービスにおいても、権利侵害に関与するコンテンツやアカウントへの対応が継続的に進められている。

同日の保護大会では、WeChat がアンタ、ルイ・ヴィトン、アップル、シャオミなど 14 の権利者と共同で設立した「WeChat 知的財産権保護アライアンス」が正式に発足した。常態化・制度化された協力体制の下で、情報共有や連携した取り組みを進め、WeChat のエコシステム全体における権利侵害対策を一層強化することを目的としている。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 12 月 19 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144871

○ 統計関連

★★★1. 中国、科学技術成果の社会実装が加速 制度改革で量・質ともに進展★★★

中国科学技術部の陳家昌副部長が第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 19 回会議で行った「科学技術成果の転化促進に関する報告」によると、「第 14 次五カ年計画」期に入って以降、中国では科学技術成果の社会実装を後押しする制度改革が着実に進められてきた。政策支援の強化や市場サービスの整備が進んだ結果、成果転化は量・質の両面で安定した成長を示しているという。

報告によれば、全国の技術契約取引額は 2020 年の 2 兆 8300 億元から 2024 年には 6 兆

8400 億元（1 元は約 22.2 円）へと拡大し、5 年間で 141.7%増加した。科学技術成果が市場を通じて実用化・事業化される動きが大きく広がっていることを示す。

制度面では、関連法規や政策の整備をはじめ、成果転化を支える制度枠組みの構築が進展した。大学や研究機関では成果転化体制の強化が図られ、企業による技術革新への支援や、成果転化を担うサービス体系の充実も進められている。

2024 年末時点で、大学・研究機関が設置した技術移転機関は累計 2364 機関に達し、2020 年の 1953 機関から 21%増加した。2024 年度には、譲渡、ライセンス、出資評価、技術開発・コンサルティング・サービスといった形で転化された科学技術成果の契約総額が 2269 億 1000 万元となり、2020 年比で 81%増加した。

企業の役割も一段と高まっている。2024 年には、企業の研究開発投資が社会全体の 77%超を占め、企業が保有する有効発明特許は国内全体の 73.7%に達した。企業主導の産学研連携も深化しており、同年に企業が技術開発やコンサルティング・サービスの形で大学・研究機関に委託した契約金額は 2010 億 7000 万元と、2020 年の約 2.9 倍に拡大した。

(出典：中国專利保護協會 Wechat 公式アカウント 2025 年 12 月 24 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/DElaudRLc9BAZvB187Miwg>

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved